

## 別紙標準様式（第6条関係）

## 会 議 録

会議の名称	第1回小中学校体育館空調設備整備DBO事業者選定審査会	
開催日時	令和4年8月4日（木）	開始時刻 14時00分 終了時刻 15時30分
開催場所	第3分館3階 第四会議室	
出席者	会長：梅宮典子委員、副会長：大橋巧委員 委員：奥田善朗委員、岸田陽子委員、松尾博司委員	
欠席者	なし	
案 件 名	1. 開会 2. 挨拶 3. 委員紹介 4. 事務局紹介 5. 会長及び副会長の互選 6. 諮問 7. 審査会の運営について 8. 事業の概要について 9. 審査項目等について 10. 今後のスケジュール 11. その他	
提出された資料等の名称	資料1 要求水準書(案) 資料2 落札者決定基準(案)及び様式集(案) 参考資料1 諮問書(写) 参考資料2 枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程(抜粋) 参考資料3 枚方市情報公開条例(抜粋) 参考資料4 枚方市小中学校体育館空調設備整備DBO事業の概要について 参考資料5 事業者選定審査会 スケジュール	
決 定 事 項	落札者決定基準(案)及び要求水準書(案)について諮問を受け、 答申については、書類修正を確認のうえ行うこととした。落札者の選定については継続して審査を行う。	
会議の公開、非公開の別 及び非公開の理由	非公開 枚方市情報公開条例第5条第3号及び第6号に該当するため	
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	事業者選定後に公表	
傍聴者の数	0 人	
所管部署 (事務局)	総務部 契約課、都市整備部 施設整備室 施設計画課	

## 審 議 内 容

### 1. 開会

事務局：皆様、お待たせいたしました。定刻になりましたので、ただ今より、第1回小中学校体育館空調設備整備DBO事業者選定審査会を開催いたします。本日は、委員の皆様、お忙しい中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。私は、事務局を担当させていただきます、都市整備部施設整備室施設計画課の宮木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

会長と副会長の選任、諮問までの間、事務局で進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、本日の会議録作成にあたりまして、会議内容を録音させていただいております。ご了承くださいませようお願いいたします。また、本会の公開、非公開の決定については、枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程第3条により原則公開としており、また同条第2項により、非公開とするときは審議会がその決定をするものとされております。また同条第4項の規定により、当該決定が行われるまで公開としなければならないとなっております。本日は会議を傍聴される方が現時点でおられませんので報告いたします。

それでは、次第に沿って順次進めさせていただきます。次第2としまして、都市整備部長の山中から開会の、ご挨拶をさせていただきます。

### 2. 挨拶

部長：都市整備部長の山中でございます。本日は暑い中、第1回小中学校体育館空調設備整備DBO事業者選定審査会にご出席いただき誠にありがとうございます。また、審査会委員の就任の折には、ご快諾いただきありがとうございます。

本事業は、児童生徒の熱中症対策と避難所の環境改善を目的としており、本市でも注目度の高い重要事業の一つと考えています。選定委員のみなさまの専門的見地をもって、本市にとって最も相応しいDBO事業者を選定いただくようお願いすることを持ちまして簡単ではありますが挨拶に代えさせていただきます。

### 3. 委員紹介

事務局：次に、次第3審査会の委員の皆様方をご紹介します。お名前の50音順での、ご紹介とさせていただきます。

- ・大阪公立大学工学研究科教授の梅宮典子委員です。
- ・摂南大学 理工学部 住環境デザイン学科准教授の大橋巧委員です。
- ・奥田公認会計士・税理士事務所の奥田善朗委員です。
- ・大谷・岸田法律事務所 弁護士の岸田陽子委員です。
- ・大阪府都市整備部住宅建築局公共建築室設備課の松尾博司委員です。

なお、「委嘱状」につきましては、本来でしたら、お一人ずつお渡しするべきところですが、時間の関係もございますので、お席の上に置かせていただいておりますので、何卒ご了承のほ

どお願いいたします。以上、5名の委員の皆様で、小中学校体育館空調設備整備DBO事業者選定審査を行っていただきます。今後とも、どうぞよろしくお願い致します。また、本日は全委員ご出席いただいておりますので、枚方市附属機関条例第5条第2項の規定に基づき、この審査会が成立していることをご報告いたします。

#### 4. 事務局紹介

事務局：次に、次第4としまして本市出席者の紹介をさせていただきます。

- ・都市整備部 部長の山中でございます。
- ・都市整備部 次長の中村でございます。
- ・施設計画課 課長の芝でございます。
- ・同じく係長の坂井でございます。
- ・総務部契約課 課長の山下でございます。
- ・本事業の支援業務受託者の日建設計総合研究所の坂東でございます。

そして私、都市整備部 施設計画課の宮木でございます。以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

#### 5. 会長及び副会長の互選

事務局：次に、次第5の審査会の会長及び副会長の選任をお願いしたいと思います。

この審査会の設置根拠である枚方市附属機関条例第4条において、「会長及び副会長を置く」こととしており、その選任につきましては、委員の互選によるとされています。ご推薦などはございますでしょうか。

委員：事務局に提案があれば一任してはどうでしょうか。

全委員：（異議なし。）

事務局：それでは事務局よりご提案させていただきます。今回の審査会では、児童、生徒の熱中症対策として体育館へ空調設備を整備する事業内容を踏まえて、熱中症発生のリスクを含めた建築環境の専門家であります梅宮委員に会長をお願いしてはどうかと考えております。また、副会長には、他市においても空調設備整備事業に係る事業者選定審査の経験をされている大橋委員にお願いしてはどうかと考えておりますが、皆さんいかがでしょうか。

全委員：（異議なし。）

事務局：ご異議がないようですので、梅宮委員が会長に、大橋委員が副会長に選任されました。恐縮ですが、梅宮会長、大橋副会長、お席の移動をお願いしたいと思います。よろしく願い致します。

それでは、梅宮会長より、会長就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。よろしく願いいたします。

会長：あらためまして、梅宮です。この度、皆様からご承認いただき、会長の任に就かせていただくことになりました。どうぞよろしくお願い致します。

事務局：ありがとうございました。続きまして大橋副会長より、副会長就任のご挨拶をいただきたいと思ひます。

副会長：副会長の任に就かせていただくことになりました、大橋です。どうぞよろしくお願いいたします。

## 6. 諮問

事務局：ありがとうございました。それでは、次第6の審査会への諮問をさせていただきます。諮問につきましては、都市整備部長の山中から梅宮会長に諮問書をお渡しいたします。委員の皆様におかれましては、参考資料1の諮問書(写)をご覧ください。それでは、梅宮会長、山中部長移動をお願いいたします。なお、今後、審査会の開催状況を本市ホームページに掲載する為、記録として撮影させていただきます。ご協力を宜しくお願い致します。

部長：それでは、諮問書をお渡しいたします。よろしくお願いいたします。

事務局：ありがとうございます。それでは、これからの進行は、梅宮会長にお願いしたいと思います。

会長：それでは、スムーズな議事の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。まず、事務局より、資料の確認をお願いします。

事務局：資料の確認をさせていただきます。次第については紙資料、また諮問に関する資料1の要求水準書(案)、資料2の落札者決定基準(案)及び様式集及び参考資料1～5については、電子データとさせていただきます。タブレットを利用してご説明をさせていただきます。なお、見にくい場合など、紙資料も用意しておりますので、適宜ご利用ください。資料1、2、様式集はファイル、参考資料1～5は、ホッチキス止めとなっております。資料に過不足などはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。資料の確認は以上となります。

## 7. 審査会の運営について

会長：それでは次第に沿って進めて行きたいと思います。次第7の「審査会の運営について」を議題とします。事務局から説明をお願いします。

事務局：「審査会の運営について」ご説明いたします。ここでは、今後、審査会を進めるに際して、

- ・会議の公開、非公開
- ・会議録の作成や公開時期
- ・委員氏名の公表、非公表

の、3点について決定していただきたいと思います。

まず1点目の会議の公開、非公開についてご説明いたします。参考資料2「枚方市審議会等の会議の公開等に関する規程」をご覧ください。冒頭で説明した内容と重複する部分もありますが、規程の1ページ目の第3条にありますように、枚方市では会議を原則として公開することとしておりますが、(1)～(3)のいずれかに該当する場合は公開しないことができると定めています。第3条の(2)に「枚方市情報公開条例第5条の規程による非公開情報が含まれる事項に関する審査等を行う会議」という記載がされています。この非公開情報についてご説明いたします。参考資料3をご覧ください。枚方市情報公開条例の第5条の(3)と(6)として非公開情報にあたるものを抜粋示しております。本日の第1回審査会は、事業者を公募する際の情報である落札者決定基準(案)を審議いただくため、「(6)の特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすと認められること」に該当すると考えております。また、第

2回及び第3回審査会では、提案いただく民間ノウハウ等に関する情報が「(3)の法人に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」に該当するものとして非公開とすることが望ましいと考えております。参考資料2にお戻りください。会議の公開、非公開の決定については、第3条第2項に、当該審議会がその決定をするものとしており、非公開とする場合は、第3条第5項に、その理由を明らかにしなければならないとあります。よって、事務局案としましては、本審査会は、先の理由からすべて非公開とすることが望ましいと考えております。

次に、2点目の会議録の作成や公開時期についてご説明します。参考資料2の2ページ目をご覧ください。第6条第4項に定めがあり、審議の経過がわかるように発言内容を明確にして記載することになっています。また、作成した会議録については、第7条第1項のとおり「会議録は公表とする。ただし、第3条第1項各号のいずれかに該当した場合の会議の会議録は、非公表とすることができる」となっています。事務局としましては、議事録は公表と考えており、理由としましては、本市の運用基準として、「非公開の会議においては、会議の終了後に非公開情報の有無を精査した上で会議録の公表方法 部分公表など について判断すること」とあり、例えば第1回審査会の内容であれば、部分公表も可能と考えているためです。

以上のことから、事務局案としましては、ご発言は会長、副会長および委員の区分とし、一言一句の記載により作成させていただきたいと考えています。

また、会議録は公表とし、公表方法は、会議の終了後に非公開情報の有無を精査した上で会議録の公表方法について事務局が判断し、公表の時期については、事業者が選定された後、公表することが望ましいと考えています。

次に3点目の委員氏名の公表、非公表につきましては、第8条第1項に定めがあり、公表しなければならないとなっており、事務局案としましては、委員氏名は公表することが望ましいと考えています。以上で、説明を終わらせていただきます。

会長：ただいま「審査会の運営」について、事務局から説明がありました。1点目の「会議の公開、非公開について」ですが本審査会はすべて非公開とすることとする事務局案について何かご意見・ご質問等がありますか。

全委員：（異議なし。）

会長：それでは、本審議会は非公開と決定します。

次に2点目の「会議録の作成、公表及び公表の時期」につきましては、「会議録は会長、副会長及び委員の区分で作成し、公表とする。ただし、公表方法は、会議の終了後に非公開情報の有無を精査した上で事務局が判断する。公表の時期については、事業者が選定された後、公表」とする事務局案について、何かご意見・ご質問等がありますか。

全委員：（異議なし。）

会長：それでは、「会議録は会長、副会長及び委員の区分で作成し、公表とする。ただし、公表方法は、会議の終了後に非公開情報の有無を精査した上で事務局が判断する。公表の時期については、事業者が選定された後、公表する」とことといたします。

次に3点目の委員氏名の公表、非公表につきましては、「委員氏名は公表とすること」とする事務局案について、何かご意見・ご質問等がありますか。

全委員：（異議なし。）

会長：それでは、委員氏名については、「公表とする」に決定します。次に、次第8の「事業の概要について」、事務局から説明をお願いします。

## 8. 事業の概要について

事務局：「事業の概要」についてご説明いたします。参考資料4をご覧ください。

～参考資料4の説明～

会長：ただいま、事務局から説明のあった事業の概要について何かご質問等ありますでしょうか。

副会長：1点確認させてください。参考資料4で、空調熱源として都市ガスを指定されていますが、昨今の脱炭素の流れに配慮も必要と思われれます。電気式ではなく、あえて都市ガス式を指定する意図があれば教えてください。

事務局：昨年度、本事業の前段調査として空調機器や事業手法の比較・検討を実施しており、その中で電気式とガス式のメリット・デメリットを比較し、総合的に評価した結果、都市ガス式を採用することに決定しました。都市ガス式採用の大きな理由として「コスト面」と「災害時の機能維持」が挙げられます。コスト面は、イニシャルコストとランニングコストのトータルコストの観点から比較したところ、都市ガスのコストメリットがより大きいことが確認されました。また、今回空調設備を導入する体育館は災害時に避難所として機能することになります。災害発生時のインフラ寸断リスクも都市ガスが相対的に有利と評価しており、今回は都市ガスを指定することとしました。

副会長：了解しました。

会長：他にご意見等よろしいでしょうか。

全委員：（なし。）

## 9. 審査項目等について

会長：次に、次第9の「審査項目等について」を議題とします。まず、事務局から、「資料1の要求水準書(案)の説明をお願いします。

事務局：「要求水準書案」についてご説明いたします。

～資料1 要求水準書(案)の説明～

会長：ただいま、説明のありました「要求水準書(案)」について、ご意見・質問等がありますでしょうか。

委員：事前にいただいた資料から一部修正されていると思いますが、どの点が修正されているかご説明いただけますか。

事務局：添付資料1-1の発電機の接続部分の寸法の他、既設の分電盤の結線図を参考資料として示していましたが、学校によって状況が異なるため、あくまで参考資料であり現況を正とすることを明記しました。

委員：了解しました。

会長：では、続いて「落札者決定基準(案)及び様式集」について事務局から説明をお願いします。

事務局：それでは、「落札者決定基準(案)及び様式集」について、引き続きタブレットにて説明いたします。

～落札者決定基準（案）及び様式集～

会長：ただいま、説明のありました「落札者決定基準(案)及び様式集」について、ご意見・質問等がありますでしょうか。

委員：技術評価点は、各委員採点の平均とするのでしょうか。または合議とするのでしょうか。

事務局：事務局としては合議制とすることを想定していますが、これは次回の審査会での議題としたいと考えています。

委員：了解しました。

副会長：様式11-5にあるガス使用料の算定に係る従量料金の単位について、「円/㎡N」と記載されていますが、ここでは「N」はなくてもよいかわかりますか。

事務局：「円/㎡」に修正します。

副会長：価格評価点と技術評価点における光熱水費の価格評価の重みは、金額ベースで乖離がないように設定していると理解してよいですか。

事務局：ご理解のとおりです。点数の重みがなるべく近くなるように設定しています。

委員：入札価格の確認のところで、「数値的判断基準を下回った場合」が追加されていますが、仮に全ての提案者がこれに該当する場合、全提案者が失格になるのでしょうか。

事務局：ご理解のとおりです。この場合、再度公募することになります。

委員：仮に1社だけ通った場合に以降の審査に進むことになると思いますが、万が一、評価するに値しない技術提案だった場合にどうするのでしょうか。足切り点等は設定しないのでしょうか。

事務局：足切り点としては設定していません。前提として、一定の性能（要求水準）を満たす提案を基礎審査でふるいにかけることとなります。したがって、ご心配されるような技術提案があった場合、基礎審査で失格となります。基礎審査を通過した時点で一定レベルの性能が担保できる状況であり、審査会では基礎審査を通過した提案についてのみ加点審査を行うこととなります。

委員：了解しました。

委員：予定価格の計算方法等は通常工事の計算方法なのでしょうか。または、委託と一体とした特殊な方式となっているのでしょうか。

事務局：市で通常採用する計算方法で算出しています。

委員：入札価格が上限価格を超えていた場合に再度入札の仕組みはあるのでしょうか。

事務局：市の制度上、超え幅が一定の範囲内であれば自動的に再度入札となります。ただし、一定の範囲を超えた場合、その時点で再度入札は不可となります。

委員：価格点の算定式の中にある「×2」はどのような意味があるのでしょうか。

事務局：この算定式につきましては、仮に予定価格と入札価格が同じ金額となった場合、当該入札者の価格評価点が250点となります。価格評価点が500点から250点の間となるように設定をしております。

副会長：様式11-5について従量料金の計算が「×7か月」となっています。これは不要ではないでしょうか。

事務局：ご指摘のとおりであり修正します。様式11-5については、先ほどご指摘があった単位と合わせて2点修正します。

会長：採点の基準が4段階評価になっており、その配分が等間隔ではありません。これはどのような意図があるのでしょうか。

事務局：基本的には、等間隔に配分する前提ですが、計算上、小数点以下の端数が生じます。端数を四捨五入するとこのような設定となります。

会長：そのような設定が一般的なのでしょうか。

事務局：はい。

会長：提案者の取得点が同点であった場合に、くじ引きをするとありますが、例えばくじ引きではなく、市が重視する提案があるものを選ぶような方法も合理性があると思います。そのような対応は想定されないのでしょうか。

事務局：当該部分は、本市の競争入札にかかる規定に沿ったものとしています。市の規定は国の政令に基づくものであり、この点の変更余地なしと考えています。

委員：複数社から提案があった場合に、評価に相当な時間を要すると思慮します。例えば事務局案として評価の参考になるようなものを提示いただくことは可能でしょうか。

事務局：事務局が基準を示すことは選定委員の評価を誘導する恐れがあり、あくまで評価は審査会の中で決定いただく前提となります。

委員：事務局が恣意的に評価するようなものではなく、あくまで客観的に判断できる指標のみを抽出するイメージです。

事務局：ご意見いただいた内容をふまえて検討します。

委員：他にご意見等がありますでしょうか。

全委員：（特になし。）

会長：本日の意見を踏まえまして、各基準(案)の修正を全委員で確認し、その後に答申を行うものとします。

## 10. 今後のスケジュール

会長：それでは、次第10「今後の審査会スケジュール」について事務局より説明をお願いします。

事務局：それでは引き続き、今後のスケジュールについてご説明します。参考資料6をご覧ください。

～参考資料6の説明～

会長：ただいま、事務局から説明がありました「今後のスケジュール」について、何かご意見・ご質問等がありますか。

全委員：（特になし。）

会長：また、次回の審査会の日程は、この場で決めておきたいと思いますが、事務局のほうで、具体的に想定している日程はありますか。

事務局：次回の第2回審査会は、1月7日（土）を予定しております。当日は、プレゼン審査、質疑応

答に加えて、採点が必要となるため、例えば応募者数が10グループ近くになった場合には、7日のみでは時間的に難しいと想定されますので、予備日として6日（金）の15時～の時間帯もスケジュールの予約をお願いしたいと思っております。12月上旬頃には応募者数が確定しますので、その段階で日時をお知らせいたします。また、第3回審議会は1月17日（火）の午後を予定しております。第3回については、事業者選定結果の答申をいただく予定としております。なお、応募者数が例えば2グループなど極端に少ない場合には、1月7日（土）の午前に第2回審議会を行い、午後に第3回審議会を実施することも検討しております。いずれにしましても、12月上旬頃の段階で別途お知らせいたしますので、現時点では、スケジュールの予定をお願いしたいと思っております。

会長：事務局より、第2回の審議会は1月7日とし、応募者が多い場合は1月6日の15時からを予備日とすること、また、第3回の審査会について、1月17日の午後で日程が示されましたが、応募者数により変動するため、あくまで予定ということで委員の皆様よろしく願いいたします。それでは、最後になりますが、「その他」の連絡事項として、事務局から何かありますか。

## 11. その他

事務局：本日の会議録につきましては、事務局で案を作成したうえで、各委員にご確認いただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。本日の意見を踏まえまして、落札者決定基準(案)の修正について、なるべく早期に確認していただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

会長：それでは、第1回審査会を終了したいと思います。本日は、お疲れ様でした。